平成３０年（フ）第２５６号
千葉県柏市若柴５番地の50　ビューパレー柏若柴202号
債務者　多田　航遥
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塚本　晶也
4　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月９日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１０号
栃木県塩谷郡塩谷町大字風見462番地３
債務者　ギター工房風こと　神長　一徳
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　園部　秀雄
4　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第２３０４号
東京都港区南麻布１丁目11－１－302
債務者　櫻井　肆郎
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺枝　謙太
4　破産債権の届出期間　平成30年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月13日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２８号
新潟市秋葉区小戸上組812番地
債務者　川内　　毅
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二岸　直子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３４号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番28―906号、住民票上の住所兵庫県西宮市門戸西町10番51号　壱番館206号室
債務者　三田　秀賢
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　破産債権の届出期間　平成30年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月19日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２９号
秋田県横手市大森町袴形字影取202番地11
債務者　鈴木恵理子
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成３０年（フ）第１２８号
大阪府貝塚市小瀬１丁目31番３―206号、前住所大阪府貝塚市三ツ松2440番地１リヴェルテ２番館202号
債務者　成願　忠一
1　決定年月日時　平成30年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　修大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４７９号
福岡市東区唐原５丁目１番27号
債務者　南　　義昭
1　決定年月日時　平成30年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６０号
群馬県吾妻郡長野原町大字大津451番地５
債務者　永井　洋一
1　決定年月日時　平成30年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奈良　浩樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第３１号
滋賀県近江八幡市安土町常楽寺927番地（301号）、前住所滋賀県近江八幡市長命寺町107番地
債務者　観光センターいのうえこと　井上　武俊
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬　新也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第４２号
滋賀県近江八幡市加茂町242番地１
債務者　西居　英詞
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生駒　英司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２４７号
神戸市北区鈴蘭台北町７丁目16番15号、従前の住所京都府舞鶴市八反田南町51番地
債務者　岩坂　直樹
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３７号
兵庫県加古川市野口町水足1850番地の４
債務者　杉岡　伸一
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第１４４号
兵庫県姫路市仁豊野162番地　グランチャレットＶ202号、従前の住所兵庫県姫路市白鳥台１丁目31番16号
債務者　中安　国博
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（フ）第３４号
福島県郡山市喜久田町堀之内字千杯田10番地の６　星マンション202号
債務者　小熊　久男
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　宏昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第４３８号
埼玉県北本市東間５丁目90番地　サンマンション北本２―817
債務者　髙橋　一彦
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係